

令和6年亀岡市議会定例会12月議会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

亀岡市職員等の旅費に関する条例（昭和37年亀岡市条例第14号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 出張 職員が公務のために一時その在勤庁 _____ _____ _____を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p> <p>(6) 遺族 職員の配偶者 _____、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 出張 職員が公務のために一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第2項において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。</p> <p>2～4 (略)</p>

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合は、当該職員の遺族

3・4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において

当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が 定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失したときには、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合は、当該職員の遺族

3・4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額

のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中 天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失したときには、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により旅行命令権者 の発する旅

行命令等によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更 する必要があると認める場合で前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の申請に基づきこれを変更 することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。
- 5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には旅行命令権者はできる限り速やかに旅行命令書等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 6 旅行命令書等の記載事項及び様式等は、別に市長が定める。

（旅行命令書等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された 旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 （略）

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

行命令等によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合は、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかった場合は、できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

（旅行命令書等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 （略）

<削除>

- 4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

#### 第7条 削除

（旅費の計算）

#### 第8条 旅費は

\_\_\_\_\_、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じた場合は、これを1日とする。

3 第3条第2項第1号及び第2号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

<削除>

（旅費の計算）

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして規則で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

<削除>

第10条 同日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第12条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の請求書

---

---

---

---

に必要な書類を添えて支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2・3 (略)

<削除>

<削除>

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。)に必要な書類を添えて支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2・3 (略)

4 支出命令権者は、その支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項の規定による旅費の精算をしなかった場合又は前項の規定による過払金の返納をしなかった場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費若しくは旅費に相当する金額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。

(証人等の旅費)

第13条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例に定める職員の旅費に準じて市長が定める旅費とする。

(鉄道賃)

第14条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び急行料金並びに座席指定料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のもの又は市長が別に定めるもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

(船賃)

第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び特別船室料金による。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

<削除>

<削除>

<削除>

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 市長等については、上級の運賃

イ 市長等以外の者については、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 職員等が前号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃のほか、特別船室料金

2 前項第1号の規定に該当する場合においては、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃とする。

(航空賃)

第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第17条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第18条 日当の額は、別表に定める額による。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除き、前項の規定にかかわら

<削除>

<削除>

<削除>

ず、これを支給しない。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表に定める額による。

<削除>

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第20条 食卓料の額は、別表に定める額による。

<削除>

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料、着後手当、扶養親族移転料)

第20条の2 移転料、着後手当及び扶養親族移転料の支給額及び支給方法は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例によりその範囲内において、市長がその都度定める。

<削除>

(在勤地内の旅行の旅費)

第21条 職員の本市市内における出張については、出張旅費を支給することができる。

<削除>

2 前項の旅費額及び支給方法は、別に市長が定める。

(外国旅行の旅費)

第22条 外国旅行の場合における旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律の例により市長がその都度定める。

<削除>

(退職者の旅費)

第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

<削除>

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に掲げる旅費

ア 退職等となった日にいた地から、退職等の命令の通達を受け、又は

その原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費（遺族の旅費）

第24条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次のとおりとする。

(1) 職員が出張中に死亡したときは、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡したときは、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序による同順位がある場合には、年長者を先とする。

（旅費の調整）

第25条 任命権者は、この条例の規定による旅費が当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上明らかに実費より不足し、又は超過すると認められる場合においては旅費の全部又は一部を増額し、若しくは減額して支給することができる。

（委任）

第26条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

<削除>

（旅費の調整）

第8条 任命権者は、この条例の規定により旅費を支給する場合において、当該旅行における特別の事情又は当該旅行の性質により不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

（委任）

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の亀岡市職員等の旅費に関する条例の規定は、こ

の条例の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表（第18条－第20条関係）

区分	日当 (1日につき)	宿泊料（1夜につき）		食卓料 (1夜につき)
		甲地方	乙地方	
市長等	2,600円	14,800円	13,300円	2,600円
4級以上の職務 にある者	2,200円	13,100円	11,800円	2,200円
1級から3級まで の職務にある者 及びその他の職員	2,000円	10,900円	9,800円	2,000円

備考

- 1 宿泊料の欄中、甲地方とは東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち財務省令で定める地域その他これらに準ずる地域で財務省令で定めるものをいい、乙地方とはその他の地域をいう。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方に宿泊したものとみなす。

<削除>



選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年亀岡市条例第26号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 選挙長等が職務を行うため旅行したときは、費用弁償として亀岡市職員等の旅費に関する条例（昭和37年亀岡市条例第14号。以下「旅費条例」という。）中、亀岡市副市長相当額の旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費の支給方法は、旅費条例の例による。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 選挙長等が職務を行うため旅行したときは、亀岡市副市長相当額の旅費を費用弁償として亀岡市職員等の旅費に関する条例（昭和37年亀岡市条例第14号）の例により _____ 支給する。</p>

亀岡市交流会館条例（平成8年亀岡市条例第21号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p><u>（開館時間及び休館日）</u></p> <p>第2条の2 会館の開館時間は、午前9時から午後9時までとし、宿泊の場合は、午後2時から翌日の午前10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>2 会館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開館又は休館することができる。</p>	<p><u>（開館時間及び休館日）</u></p> <p>第2条の2 会館の開館時間は、月曜日から木曜日までにあつては午前9時から午後5時まで、金曜日から日曜日までにあつては午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次条第1項の許可を受けた場合における別表第1に掲げる施設（スポーツクライミング施設を除く。）を使用することができる時間は午前9時から午後9時までとし、宿泊の場合は、午後2時から翌日の午前10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>3 会館の休館日は次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開館又は休館することができる。</p> <p>(1) 火曜日</p> <p>(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</p>
<p>別表第1（第9条関係）</p> <p>1 各室及び宿泊施設</p>	<p>別表第1（第9条関係）</p> <p>1 各室及び宿泊施設</p>
<p>表（略）</p>	<p>表（略）</p>
<p>備考</p>	<p>備考</p>
<p>1 市外居住者（法人にあつては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用するとき、使用料の3割相当額を加算する。</p> <p>2 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。</p> <p>3 前2項の規定により計算した額に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>1 市外居住者（法人にあつては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用するとき、使用料の5割相当額を加算する。</p> <p>2 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。</p> <p>3 前2項の規定により計算した額に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

## 2 スポーツライミング施設

表（略）

### 備考

- 1 市外居住者（法人にあつては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用するとき、使用料（附帯設備の使用料を除く。）の3割相当額を加算する。
- 2 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。
- 3 前2項の規定により計算した額に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 この表において「大人」とは19歳以上の者を、「小人」とは7歳から18歳までの者をいう。

## 2 スポーツライミング施設

表（略）

### 備考

- 1 市外居住者（法人にあつては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用するとき、使用料（附帯設備の使用料を除く。）の5割相当額を加算する。
- 2 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。
- 3 前2項の規定により計算した額に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 この表において「大人」とは19歳以上の者を、「小人」とは7歳から18歳までの者をいう。